

平成 12 年 9 月 20 日制定  
平成 21 年 3 月 24 日改訂  
平成 24 年 4 月 1 日改訂

# 昇降機型式適合認定申請要領

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

---

認 定 評 価 部

## 目 次

■ 1.	申請の対象	1
■ 2.	申請から認定までの流れ申請の方法	1
■ 3.	認定に要する費用	3
■ 4.	認定の取り下げ	3
■ 5.	認定の公表	3
■ 6.	認定評価委員会開催日と審議月	3
■ 7.	認定用提出図書作成について	3
■ 8.	お問い合わせ	4
■ 9.	別表（認定用提出図書目次）	5
■ 10	型式分類の考え方	7

# 昇降機型式適合認定申請要領

当センターが行う昇降機型式適合認定は、建築基準法第 68 条の 10 第一項の規定に基づく国土交通大臣の認定について、その業務を国土交通省から指定された認定機関として実施するものです。

この認定を行うため、当センターの認定員等により構成される「昇降機認定評価委員会」（以下、「認定評価委員会」という。）を設置しています。

なお、型式適合認定申請にあたっては、本申請要領をご検討の上、該当項目等に関する資料をご提出下さい。

## 1. 申請の対象

■本要領は建築基準法で規定する建築設備（昇降機）のうち、標準化されたエレベーター、段差解消機及びエスカレーター（観光用のためのエレベーター及びエスカレーターを含む）に係わる型式適合認定（建築基準法第 68 条の 10 第一項）を申請するための要領です。

### ☑ 型式適合認定の対象

本要領が対象する型式は、以下の通りです。いずれに該当するか申請書に明示して下さい。

#### ○エレベーター

建築基準法施行令第 136 条の 2 の 1 1 第二号表中（八）に規定するエレベーター（昇降路及び機械室を除く）又は建築基準法施行令第 144 条の 2 表中（一）に規定する観光のためのエレベーター（昇降路及び機械室を除く）

#### ○エスカレーター

建築基準法施行令第 136 条の 2 の 1 1 第二号表中（九）に規定するエスカレーター又は建築基準法施行令第 144 条の 2 表中（二）に規定する観光のためのエスカレーター（トラス又ははりを支える部分は除く）

#### ○段差解消機（建築基準法上は特殊な構造のエレベーターとして取扱われています。）

建築基準法施行令第 136 条の 2 の 1 1 第二号表中（八）に規定するエレベーター（昇降路及び機械室を除く。）又は建築基準法施行令第 144 条の 2 表中（一）に規定する観光のためのエレベーター（昇降路及び機械室を除く。）

※その他につきましては、認定評価部にご相談ください。

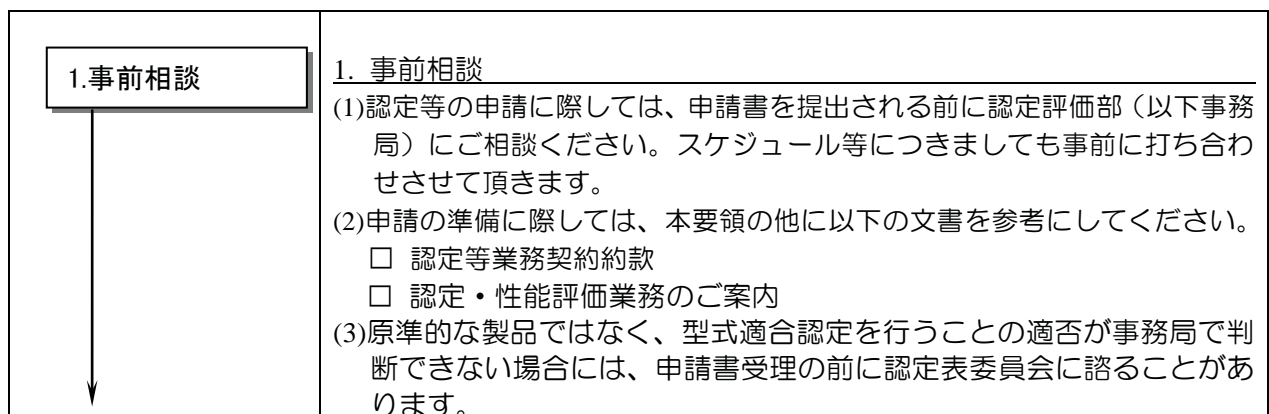
### ☑ 型式の範囲

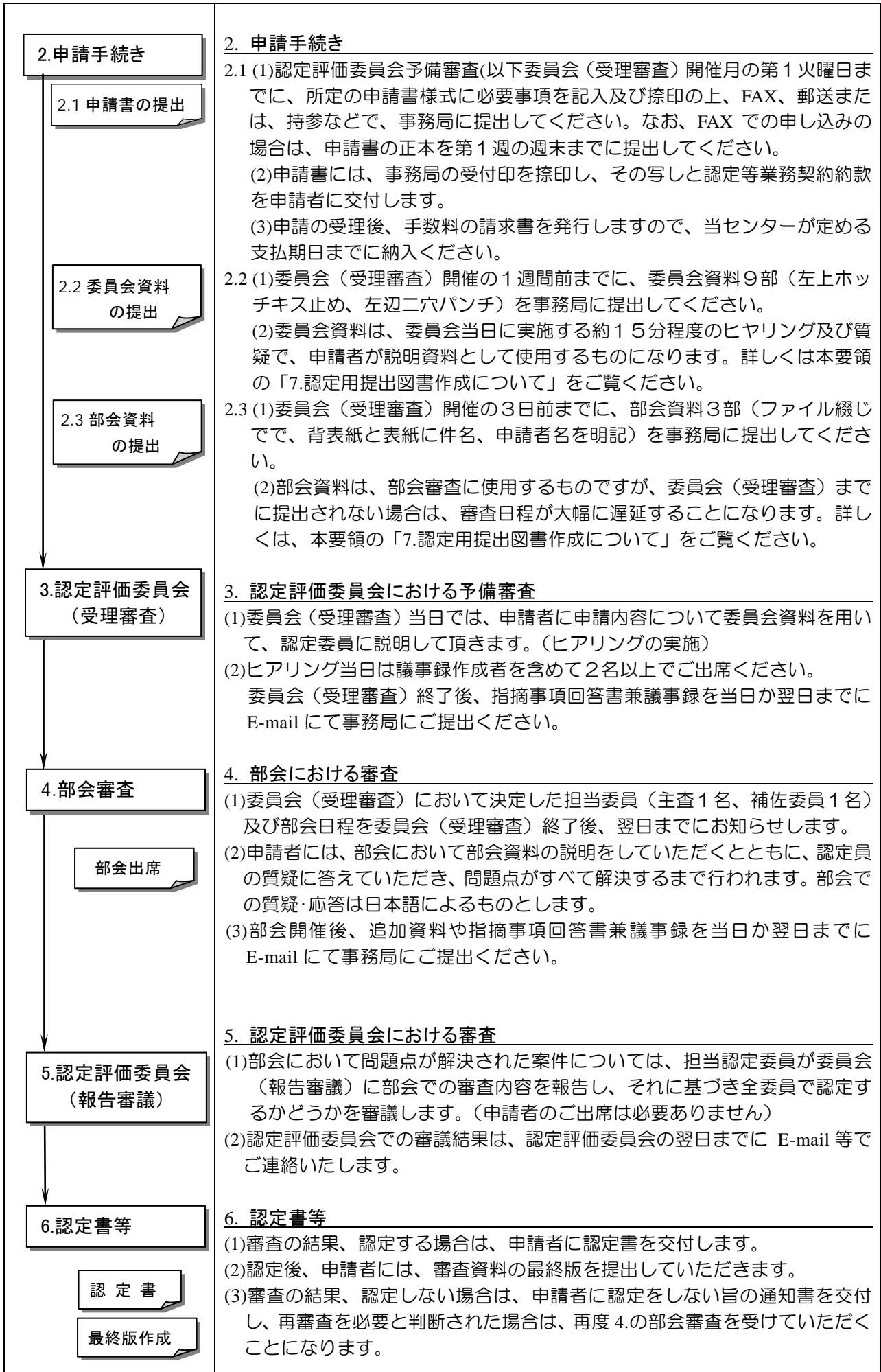
型式適合認定では、標準化されたエレベーター又はエスカレーターの一つの製品のまとまりを一型式の範囲とします。構造部材（マシンビームを除く）、駆動方式、安全装置等が異なるもの又は設計変更されたものは、別型式とし、別途の申請が必要となります。

詳細は、「10.型式分類の考え方」を参照してください。

## 2. 申請から認定までの流れ

■申請から認定までの流れは以下の通りです。





### ■ 3. 認定に要する費用

■本認定の手数料は、建築基準法施行規則第 11 条 2 の3別表第3で定められており、1 型式につき 7万6千円です。

ご請求は、申請の受理後、請求書を送付いたしますので、申請受理日から起算して2週間以内に所定の金融機関にお振込み下さい。

入金が確認されない場合は、型式適合認定書の発行ができませんのでご注意ください。

### ■ 4. 認定の取り下げ

■申請者側のご都合等により認定書等を交付前に認定等の申請を取り下げる場合には、その旨及び理由を記載した取り下げ届をご提出下さい。

### ■ 5. 認定の公表

■認定された型式については、建築基準法施行規則第 10 条の 5 の 3 の規定により公示されます。公示されたものと同様の内容を当センターの機関誌等で公表します。

### ■ 6. 認定評価委員会開催日と審議月

■認定評価委員会は、原則として毎月第3火曜日に開催する予定です。委員会（受理審査）開催 2 週間前までに申込みを受けた案件を当該月の認定評価委員会で審議します。

### ■ 7. 認定用提出図書作成について

■提出図書について（共通事項）

- 使用する言語は日本語とし、文字等はなるべくワープロ等を用いて明瞭なものとして下さい。
- 提出図書には通しページ又は項目毎にページを記載下さい。また、必要に応じて、項目毎にインデックス等を用いて下さい。

#### 7-1. 申請に必要なもの

■以下の提出図書を事務局（認定評価部）にご提出下さい。

提出図書の種類	様式等	期 限	部 数
型式適合認定申請書	当センターホームページよりダウンロード	随時受け付け	1 部
委員会資料	9.別表を参考(P5/8～P6/8)	委員会(受理審査)開催1週間前	9 部
部会資料	9.別表を参考(P5/8～P6/8)	委員会(受理審査)開催の3日前	3 部

■提出図書について、担当職員が次の事項の確認を行います。

- 申請する案件が【1.申請の対象】に該当するものであること。
- 申請書に必要な事項が全て記載されており、申請内容が明確になっていること。
- 提出図書作成内容で要求している提出図書が全て整っており、記載洩れ等がないこと。

■委員会資料作成について

- 委員会資料のサイズは A4 版縦使いとし、左上ホッチキス止め、左辺二穴パンチで1部ごとまとめて提出ください。なお、A3 版等の図面では、A4 に折り込み下さい。
- 本申請内容の概要を示すもので、特に様式、構成を指定しておりませんが、少なくとも受付印を捺印済みの申請書写し、構造概要説明書、仕様書、構造概要図を含めてください。（詳しくは本要領の「9.別表」をご覧ください）

■部会資料作成について

- 部会資料は、担当委員 2 名による審査に使用するもので、ファイル綴じで、背表紙と表紙に件名、申請者名を明記してください。

- 内容は、受付印を捺印済みの申請書写し、申請案件のチェックリスト、仕様書、図面及び構造計算書等で構成しますが申請内容によっても変わります。(詳しくは本要領の「9.別表」をご覧ください)

### 7-2. 委員会、部会開催後に必要なもの(指摘事項回答書兼議事録)

- 以下の提出図書を事務局(認定評価部)にご提出下さい。

提出図書の種類	様式等	期限	提出方法
指摘事項回答兼議事録(委員会)	当センターホームページよりダウンロード	委員会(受理審査)の翌日	E-mail
指摘事項回答兼議事録(部会)	当センターホームページよりダウンロード	部会の翌日	E-mail

- 訂正資料、追加資料の提出期限等は事務局にご確認下さい。

- 部会では、これら部会訂正資料等に基づき、問題点がすべて解決するまで行われます。

### 7-3. 認定評価委員会(報告審議)終了後に必要なもの(最終製本等)

- 以下の提出図書を事務局(認定評価部)にご提出下さい。

提出図書の種類	様式等	期限	部数
認定仕様書	事務局に問い合わせください	委員会(報告審議)終了後	3部
詳細図面	確認申請時に必要な図面	委員会(報告審議)終了後	2部
最終製本	※	委員会(報告審議)終了後	2部

#### ※■最終製本内容

最終製本とは、部会等で提出した提出図書に関して、必要な差し替え等を行った図書全般のものを言います。

- 変更、修正した資料は差し換え等を行い、最終製本に綴じ込んで下さい。

- その他、委員会及び部会で指摘事項回答書兼議事録を末尾に付けて下さい。

#### ■装丁

- 1冊にしてまとめて下さい。どうしても厚くなる場合は、両面コピーを利用して下さい。

- A4版で、差し換えのきかない製本として下さい。(ねじ留製本は可、容易に差し換えのできる市販のファイルは不可)見開き製本のできない大きい図面(青焼きは避ける)等は折り込んで下さい。

- 表紙、背表紙の文字のレイアウトは、右図に示したとおりです。

- 文字の大きさ等は特に規定しません。

#### ■提出

- 上記要領で、2部作成し、事務局に提出してください。

- 1部は当センター用とし、残りの1部はセンター印を押印のうえ返却いたします。原則として、最終版の提出と引き換えに、型式適合認定書を交付いたします。

背表紙に記載するもの(レイアウト)	表紙に記載するもの(レイアウト)
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: auto;">           認定番号             型式名             申請者名         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 150px; margin: auto;">           昇降機認定評価委員会            認定番号             型式名             認定年月日             申請者名         </div>

## 8. お問い合わせ

- 本要領に関する問い合わせについては、

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 認定評価部 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-15-5  
 Tel 03-3591-2461 fax 03-3591-2008 Email [nintei@beec.or.jp](mailto:nintei@beec.or.jp)



## 9. 別表（認定用提出図書目次）

■ 提出図書作成内容(IIパター編)（○印をご提出して下さい。△は適宜、必要に応じてご提出下さい。）

図 書 目 次	委員会用	部会用	留 意 事 項
1. 型式適合認定申請書の写し（コピー）	○	○	申請書の写し（コピー）を添付して下さい。
2. 仕様書	○	○	ホームページより駆動方式別に仕様書をダウンロードして、作成して下さい。
3. 構造機能説明書			各構造について、各機能の説明(概略、操作方法、取り付け方法など)を文章、図などを用い、簡潔に説明して下さい。
全体構造	○	○	
ガイドレール		○	
かご		○	
駆動装置	△	○	
安全装置（各安全装置について）	△	○	
その他		△	
4. 図面			図面は、原則、平面図、断面図、立面図、構造詳細図が必要です。 なお、図面を大きさ（縮尺）等は指定しませんが、鮮明なものとして下さい。 <u>かご枠、床版等の強度部材については、寸法を明示して下さい。</u> 但し、マシンビームについては、標準とする支持間隔における部材の最小寸法、最小断面性能を明示することができます。 安全装置は、型式番号（社内呼称で可）を明示して下さい。
全体構造据付図	○	○	
つり合おもり、綱車又は巻胴の構造図		○	
マシンビーム据付図		○	
かご平面図及び構造図	○	○	
駆動伝達構造図		○	
各安全装置の作動構造図		○	
操作盤		○	
その他		△	
構造強度計算に必要な図		△	
5. 構造強度計算書			強度検証法等による必要な計算書を作成下さい。 計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。 なお、引用する試験結果等がある場合には、その結果等を添付して下さい。 同一型式に包含される最大昇降行程、最大かご自重での強度検証として下さい。 ガイドレールは、耐震レベル対応で2種類（つり合おもりについては3種類）を上限としたバリエーションが許容されます。
支持ばりの強度計算		○	
主索強度計算		○	
かご関係強度計算（かご枠、床版）		○	
ガイドレール関係強度計算		○	
油圧関係強度計算（プランジャー、シリンダー、圧力配管）		○	
ガイドレールで機器荷重を支える場合の座屈強度計算		○	
その他特殊なもので強度上重要なもの		△	
6. 耐震上の構造強度検討項目			強度計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。
レール、機器の転倒（発電機、原動機、巻上機、制御機器）		○	
7. 型式適合認定申請チェックリスト			チェックリストの参照先上記図書が全く該当しないものは省略できる場合がありますのでご相談ください。
		○	
8. その他	△	△	法第 68 条の 26 第 1 項の認定を受けた場合には、その認定書の写し

■ 提出図書作成内容(エスカレーター編) (○印をご提出して下さい。△は適宜、必要に応じてご提出下さい。)

図書目次	委員会用	部会用	留意事項
1. 型式適合認定申請書の写し(コピー)	○	○	申請書の写し(コピー)を添付して下さい。
2. 仕様書	○	○	ホームページより駆動方式別に仕様書をダウンロードして、作成して下さい。
3. 構造機能説明書			各構造について、各機能の説明を文章、図などを用い、簡潔に説明して下さい。
全体構造	○	○	
当該型式の適用仕様範囲 (速度、揚程、電動機容量等)	○	○	
踏段駆動機構		○	
移動手すり駆動機構		○	
安全装置(各安全装置について)		○	
その他		△	
4. 図面			図面の大きさ(縮尺)等は指定しませんが、鮮明なものとして下さい。
全体構造据付図		○	
駆動機構図		○	
駆動装置及び減速機構図		○	
踏段構造図		○	
踏段鎖及び駆動鎖構造図		○	
移動手すり駆動力伝達構造図		○	
各安全装置の配置作動構造図		○	
欄干構造図		○	
操作器具図		○	
構造強度計算に必要な図(トラス図)		○	
その他		△	
5. 構造強度計算書			強度検証法等による必要な計算書を作成下さい。 計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。 なお、引用する試験結果等がある場合には、その結果等を添付して下さい。
積載荷重の計算(トラス用、駆動装置用)		○	
トラスフレームの強度計算		○	
踏段くさり、駆動鎖の強度計算		○	
踏段の強度計算		○	
その他特殊なもので強度上重要なもの	△	△	
6. 耐震上の構造強度検討項目			強度計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。
支持はりトラス支持アングルとの掛かり代検証		○	
7. その他	△	△	法第68条の26第1項の認定を受けた場合には、その認定書の写し



■ 提出図書作成内容(段差解消機編) (○印をご提出して下さい。△は適宜、必要に応じてご提出下さい。)

図 書 目 次	委員会用	部会用	留 意 事 項
1. 型式適合認定申請書の写し(コピー)	○	○	申請書の写し(コピー)を添付して下さい。
2. 仕様書	○	○	
3. チェックリスト	○	○	
4. 構造機能説明書			各構造について、各機能の説明(概略、操作方法、取り付け方法など)を文章、図などを用い、簡潔に説明して下さい。
全体構造、駆動方式	○	○	
昇降行程別構造説明(昇降行程 1m以下とそれ以外)	○	○	
かご(側壁、囲い手すり、出入口の戸)	○	○	
駆動装置	△	○	
安全装置(各安全装置について)	△	○	
その他		△	
5. 図面			図面は、原則として、平面図、断面図、立面図、構造詳細図が必要です。 なお、図面を大きさ(縮尺)等は指定しませんが、鮮明なものとして下さい。 <u>かご枠、床版等の強度部材については、寸法を明示して下さい。</u>
全体据付図	○	○	
かご構造図(側壁、囲い手すり、出入口の戸、床下保護)	○	○	
駆動伝達構造図		○	
各安全装置の作動構造図		○	
操作スイッチ		○	
その他		△	
構造強度計算に必要な図		△	
6. 構造強度計算書			強度検証法等による必要な計算書を作成下さい。計算にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算を行って下さい。 なお、引用する試験結果等がある場合には、その結果等を添付して下さい。 同一型式に含まれる最大かご自重での強度検証として下さい。 同一型式に含まれるパンタグラフ段数全ての構造計算が必要です。
かご支持部分の強度計算(パンタグラフ、フェース等)		○	
かご関係強度計算(かご枠、床版)		○	
ガイドレール関係強度計算		○	
油圧関係強度計算(プランジャー、シリンダー、圧力配管)		○	
耐震計算書		○	
その他特殊なもので強度上重要なもの		△	
7. その他	△	△	法第 68 条の 26 第 1 項の認定を受けた構造方法を含む場合には、その認定書の写し

## 10. 型式分類の考え方

### 10-1. エレベーターの型式分類

- (1) エレベーターの駆動方式（トラクション方式、巻胴、油圧間接式、油圧直接式）、用途、積載荷重（定員）、速度、かご寸法（但し、ホームエレベーター及び小型エレベーターにおいて、かご構造部材の変更がない範囲内で、10%以内の幅のある数値設定を許容。）毎に1型式とします。

注記：出入口寸法による区分を除いています。
- (2) 1型式内で主索種別、径、本数及びかご構造部材形状寸法\*は、1種類に限定します。但し、ガイドレールのサイズは、耐震基準レベル対応で2種類（つり合おもり用は、3種類）まで許容範囲とします。

注記：つり合おもり用ガイドレールは、非常止め装置付とするオプション対応を考慮しています。
- (3) ロープ式エレベーターにおいて、昇降行程によって付加する部品のうち、つり合くさり（または、つり合ロープ）は、上記(2)が変化しない範囲で、同一型式内のオプション仕様としてよいものとします。但し、同部品付加の有無それぞれの昇降行程の上限を明示し、それぞれ最も厳しい条件（安全率が低くなる条件）で構造計算書を例示して下さい。
- (4) 油圧エレベーターにおいては、昇降行程別に、プランジャー直径で3種類、駆動電動機の容量で2種類を同一型式内のオプション仕様としてよいものとします。
- (5) 1型式内において、安全装置\*（ブレーキ、調速機、非常止め装置、ドアインターロックスイッチ、ゲートスイッチ、リミットスッチ、緩衝器）は、1種類に限定して下さい。
- (6) 周囲環境対策として防滴仕様、つり合おもり用非常止め装置等の採用は、予め、型式適合認定（申請）内容に含まれていれば、同一型式内のオプション仕様としてよいものとします。

例：防滴型のドアスイッチ・リミットスイッチの適用等
- (7) 1型式内において、かごの意匠、側壁、床仕上げ材などによるかご自重の変動の上限は、上記(2)から(5)を満足する範囲内とします。

注記：従って、構造計算は最も条件が厳しい状態を例示して下さい。
- (8) 付加仕様によって変化する運転制御装置のうち構造計算に係わらないものは、同一型式内のオプション仕様としてよいものとします。

例：車いす仕様、群管理仕様、各種管制運転、停電時自動着床装置等

但し、令第129条の8で規定された制御装置並びに令第129条の10で規定された制動装置及び平成12年建設省告示第1423号で規定された制動装置が同一であるものに限ります。
- (9) 電源電圧、ビジョンガラス付の戸採用等構造計算に係わらないものは、同一型式内のオプション仕様としてよいものとします。
- (10) 下記機械室レイアウトの変化は、別型式とします。
  - ① 頂部機械室
  - ② マシンルームレス
  - ③ ベースメントマシン
  - ④ サイドマシン
- (11) 昇降路頂部すき間またはピット深さに対する型式適合認定（申請）内容における下限値未満となるものは、認定範囲外の別型式とします。
- (12) 下記仕様は、別型式とします。
  - ① 斜行エレベーターと垂直走行エレベーター
  - ② つり合おもりの有無
  - ③ かごにトランクの有無（但し、(2)から(5)及び(7)を満足する場合を除きます。）
  - ④ かごの出入口が1方向と2方向（但し、(2)から(5)及び(7)を満足する場合を除きます。）
  - ⑤ かごに展望窓付、不付
  - ⑥ 安全率が構造計算書に例示された数値を下回るオプション仕様の採用
  - ⑦ (5)の安全装置に設計変更品適用
  - ⑧ その他、建築基準法施行令第129条の4第1項第三号、第129条の8第2項、第129条の10第2項の規定に基づき国土交通大臣が認定した事項が、同一構造又は機能に、含むものと含まないものとの混在。

## 10. 型式分類の考え方

### 10-2. エスカレーターの型式分類

- (1) 幅員を表わす型式（800型、1000型、1200型の区分）、駆動方式（集中駆動、分散駆動の区分）、速度（30m/min以下、30を越え45m/min以下の区分）、角度（30°以下、30°を越え35°以下の区分）、駆動鎖または踏段鎖の強度区分、駆動電動機の数または容量毎に1型式とします。
- (2) 欄干意匠については、予め、型式適合認定(申請)内容に含まれていれば、同一型式内のオプション仕様としてよいものとします。
- (3) 構造計算に係わらない屋外仕様、寒冷地仕様、自動運転、速度切り替え方式等は、令第129条の12第4項、第5項及び平成12年建設省告示第1424号で規定された制動装置が同一であれば、同一型式内のオプション仕様としてよいものとします。
- (4) 各型式における強度計算書は、同一型式機種において最も厳しい条件で例示して下さい。  
注記：同一型式中のトラス各メンバーに加わる応力の上限值を超えるものは、別型式となります。
- (5) 下記仕様は、別型式とします。
  - ① 車いす使用者用エスカレーターと一般エスカレーター
  - ② 中間水平部つきエスカレーターと一般エスカレーター
  - ③ 安全率が構造計算書に例示された数値を下回るオプション仕様の採用  
例：トラス延長、水平ステップの延長、中間支持はりの有無等
  - ④ 同一型式中のトラス各メンバーに加わる応力の上限を超えるもの。
  - ⑤ 令第129条の12第4項、第5項及び平成12年建設省告示第1424号で規定された制動装置に係わる設計変更品の適用

### 10-3. 動く歩道の型式分類（中間加速式のものを除く）

- (1) 幅員を表わす型式（800型、1000型、1200型、1600型の区分）、駆動方式（集中駆動、分散駆動の区分）毎に1型式とします。
- (2) 欄干意匠については、予め、型式適合認定(申請)内容に含まれていれば、同一型式内のオプション仕様としてよいものとします。
- (3) 構造計算に係わらない屋外仕様、寒冷地仕様、自動運転、速度切り替え方式、案内放送等は、令第129条の12第4項、第5項及び平成12年建設省告示第1424号で規定された制動装置が同一であれば、同一型式内のオプション仕様としてよいものとします。
- (4) 下記仕様は、別型式とします。
  - ① 水平型(傾斜角度4度以下のものを含む)と傾斜型
  - ② パレット式とベルト式

### 10-4. 段差解消機(鉛直型)の型式分類

- (1) 段差解消機の駆動方式(油圧パンタグラフ式、油圧間接式、チェーンプロケット式等)、積載荷重(定員)、用途(車いす兼用、乗用専用、車いす専用)、かご外法寸法毎に1型式とします。
- (2) 油圧パンタグラフの段数等の昇降行程によって変化するものは、3種類を上限としたバリエーションが1型式として許容されます。それぞれの昇降行程の上限を明示し、最も厳しい条件(安全率が低くなる条件)で構造計算書を例示して下さい。
- (3) 平成12年建設省告示第1413号第1第七号イのただし書き「昇降行程1m以下のもの」に対する緩和規定を適用するものと昇降行程が1mを超えるものとは別型式となります。
- (4) 1型式内において、かご室囲い仕様は、側壁、囲い手すりの組み合わせ、及びかご出入口仕様は、遮断棒、伸縮戸、パネル戸、ゲートチェーン等の組み合わせを同一型式内のオプション仕様とすることができます。ただし、1型式内において、かごの意匠、側壁、床仕上げ材などによるかご自重の変動の上限は、上記かご構造部材及び支持機構が変化しない範囲に限定されます。  
注記：従って、構造計算は最も条件が厳しい状態を例示して下さい。
- (5) 安全装置等に変化が生ずる運転制御方式のバリエーションは、別型式とみなします。

例：押し続け運転方式とするために安全装置の一部を省略した場合において、ボタン操作が登録される自動運転方式は、別型式となります。

(6) 下記仕様は、別型式とします。

- ⑨ かごが折り畳み式又は着脱式のものとは常設式のもの
- ⑩ かご室平面形状の変更
- ⑪ 住戸内設置専用機とそれ以外
- ⑫ 鉛直型と斜行型

注記：斜行型は、本要領書を適用できません。